平成２１年（フ）第１４８９号
北九州市小倉北区下富野５丁目19番10―203号
債務者　久下　俊雄
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３４２号
青森県弘前市大字本町44番地１　コーポ太公102号
債務者　加賀谷幸子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第７６４号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地２―1207
債務者　佐藤　芳孝
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５５０６号
大阪市天王寺区四天王寺１丁目８番６号
債務者　彦坂　　晃
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０８号
長崎県雲仙市瑞穂町古部乙673番地
債務者　尾崎　貴博
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第１１８号
長崎県雲仙市国見町多比良乙15番地
債務者　島田裕美子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
群馬県桐生市広沢町間ノ島７番地　Ａ―６号棟８号室
債務者　生方　里佳
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１５６号
群馬県桐生市菱町１丁目3402番地の１　県営住宅25号
債務者　横倉　信樹
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１６５号
群馬県みどり市大間々町桐原182番地11
債務者　渡辺　有香（旧姓赤石）
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第２６３号
松江市山代町578番地
債務者　金山　正雄
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６４号
松江市西津田８丁目19番14号　井村ビル８号室、前住所松江市馬潟町366番地13
債務者　泉　　清樹
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９号
埼玉県さいたま市岩槻区加倉４丁目３―14
債務者　福永　智男
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３０号
東京都大田区中馬込２丁目17―１
債務者　亀井　久貴
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５号
東京都三鷹市中原１丁目25―14―101
債務者　鹿住　　健
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８号
東京都足立区青井３丁目10―２―206
債務者　工藤　弥生
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０号
東京都大田区池上５丁目７―22
債務者　神野　博道
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６３号
東京都北区十条仲原２丁目４―８
債務者　吉田　勝美
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部